

## 平成 28 年度第 1 回大台ヶ原ガイド制度導入に向けた意見交換会

### 議事概要

■ 日 時 平成 28 年 6 月 29 日（水）13：30～15：30

■ 場 所 近畿地方環境事務所 大会議室

■ 出席者

#### <ガイド>

飛鳥トレッキングガイドサービス	西浦 勝也 代表
エコツーリズム協会しが	吉見 精二 事務局長
上北山村地域活性化イベント実行委員会	安田 貴生
関西山岳ガイド協会	荒木 研一 副会長
奈良県山岳自然ガイド協会	佐々木 健 理事
個人ガイド	山口 秋夫

#### <大台ヶ原自然再生推進委員会持続的な利用（ワイズユース）ワーキンググループ委員>

座長	村上 興正
----	-------

#### <大台ヶ原の利用に関する協議会 ガイド制度検討部会>

奈良県くらし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課	谷村 志穂 主任主査
特定非営利活動法人森と人のネットワーク・奈良	岩本 泉治 理事

#### <事務局>

近畿地方環境事務所	榎本 和久 国立公園課長
	蒲池 紀之 自然再生企画官
	矢部 敦子 係員
吉野自然保護官事務所	菅野 康祐 自然保護官
	井藤 大樹 自然保護官補佐
株式会社スペースビジョン研究所	安場 浩一郎
	小川 遥

#### ■ 議 事

- (1) 大台ヶ原ガイド制度の検討について
- (2) 意見交換
- (3) その他

## ■ 議事概要

事務局が取りまとめた大台ヶ原ガイド制度の実施内容（案）について、出席者から出された主な意見

### 1. ガイドの登録要件について

#### （１）「登録ガイド心得」「ガイド事業共通ルール」への同意について

- ・「ガイドの心得」及び「ガイド事業共通ルール」を作成し、登録要件とすることに賛成
- ・なお、自然再生の取組や利用調整地区制度等大台ヶ原ならではの特殊性（自然再生事業の取組を踏まえたものである必要がある）。

#### （２）「保険の完備」について

- ・賠償責任保険については、補償金額の最低基準を決めておいた方がよいのではないか。
- ・利用者が入る障害保険についても、利用者に対して加入を強く推奨するということを書いておく必要がある。

#### （３）「協議会が定める資格の取得」について

- ・日本山岳ガイド協会では、ガイド資格を国家資格化することを考えているので、大台ヶ原のガイド制度でも、登録ガイドは「自然ガイドステージⅠ」の取得を目指す必要があると思う。
- ・登録に当たって、ガイドの質の確保は「自然ガイドステージⅠ」を基本とし、それに加えて自然再生事業等は、講習会で学んでもらうのがよいのではないか。
- ・自然ガイド等の資格を持っていない者に対する猶予措置についても考えてほしい。

#### （４）「協議会が実施する講習会の受講」について

- ・講習会で使用するガイドテキストの取りまとめにおいては、ガイド団体の意見も聞いていただければと思う。

#### （５）「料金体系、ツアー形態の明確化など必要な情報の公開」について

- ・ガイドのレベルを保つためにも、ツアーの最低金額は決めておくのがよい。

### 2. 登録料金について

- ・登録料を払うため、そのメリットも考えておく必要がある。
- ・登録料 8,000 円（有効期間 2～3 年程度）は妥当だと思う。

### 3. ガイドに関する評価の仕組みについて

- ・ガイドの質を保つため利用者のニーズや意見を把握し、ガイドにフィードバックする仕組みは必要である。

### 4. その他

- ・登録ガイドが案内できるルートは明確にしておくのがよい。

- ・ガイド制度が開始されれば、利用者にとっても、ガイド利用の門戸が広がるし、ガイド事業者にとっても活躍の場が広がるので、早急に開始してもらいたい。
- ・スケジュールでは、実際に登録ガイドとして活動できるのは、平成 29 年 10 月からとなっているが、1 年目に活動できる期間が非常に短くなってしまいうので、有効期間などについて考慮してほしい。
- ・年 1 回程度、登録ガイドと登録機関との情報交換の場を設けることは必要だと思う。

## ■ 追加意見

- ・意見交換会の終了後、欠席者を含めて意見照会を行った結果、以下のような意見があった。

### ○登録要件（基準）について

- ・賠償責任保険について、賠償内容の最低ラインを作成するのがよいと思う。  
例えば、対人賠償 1 名 3,000 万円 1 事故 1 億円  
対物賠償 1 事故 1,000 万円、など

### ○登録要件（基準）について

- ・事務局案の考え方で良い

### ○登録ガイドに対するステータスの付与について

- ・メリット、特典を多くする必要はない。

### ○その他

- ・ガイド登録は個人のみとする。また、地元居住ガイドの特典の必要性はない。年 1 回程度の環境省とガイドの情報交換は必要。